

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年2月10日（諮問第101号）

答申日：令和3年5月21日（答申第82号）

事件名：戸籍と住民票に係る証明書等交付申請書及び手数料計算書の一部開示決定
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

証明書等交付申請書及び手数料計算書（さかのぼり用）（以下「本件保有個人情報」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月11日付け2豊市民第277号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った保有個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和2年10月7日付け審査請求書及び令和3年4月20日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 審査請求人は、住民票の写しや戸籍謄本等の交付について委任状を作成したことはない。委任状が無ければ住民票の写しや戸籍謄本等が審査請求人

以外の者に交付されることはないはずである。それにも関わらず、証明書等交付申請書が豊橋市長に提出され、審査請求人の住民票の写しや戸籍謄本等が審査請求人以外の者に交付されている。したがって、誰が住民票の写しや戸籍謄本等の交付を請求したかを明らかにするために、非開示部分をすべて開示してほしい。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年8月28日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第15条第1項の規定に基づき、本件保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年9月11日付け一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年10月7日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 本件保有個人情報について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部開示とした本件保有個人情報である。

3 非開示とした部分について

- (1) 本件保有個人情報のうち、非開示とされた情報は、証明書等交付申請書の「戸籍等の証明書欄」、「窓口に来られた方（あなた）欄」、「備考欄」、「住民票等の証明書欄」「印鑑登録証明書欄」「手数料計算書（さかのぼり用）の請求者欄及び対象者欄」に記載された、住所、世帯主の氏名、生年月日、登録番号等の情報である。
- (2) これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することで、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

(3) したがって、条例第16条第2号に規定する非開示情報に該当するため、一部開示の原処分とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記3における処分庁の本件保有個人情報の非開示事由の該当性判断には不合理な点はない。

また、審査請求人は、委任状を作成していないにも関わらず、自己の住民票の写しや戸籍謄本等に関する証明書等交付申請書が提出され、第三者に対して自己の住民票の写しや戸籍謄本等が交付されたことを審査請求の理由として主張する。しかし、このことは、条例が規定する非開示事由とは関係が無い。

5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 2月10日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 4月20日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、豊橋市長に対して住民票の写しや戸籍謄本等の交付を請求する際に提出する証明書等交付申請書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は本件保有個人情報の

一部が条例第16条第2号に該当するとして非開示とした原処分を妥当であると主張していることから、本件保有個人情報の見分結果に基づき、非開示情報該当性について検討する。

2 非開示情報該当性について

- (1) 条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）について非開示とするものとしている。
- (2) 本件保有個人情報の非開示部分は、証明書等交付申請書の「戸籍等の証明書欄」、「窓口に来られた方（あなた）欄」、「備考欄」、「住民票等の証明書欄」「印鑑登録証明書欄」「手数料計算書（さかのぼり用）の請求者欄及び対象者欄」に記載された、住所、世帯主の氏名、生年月日、登録番号等の情報である。
- (3) これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示されると、開示請求者以外の個人が誰であるかが明らかになる。
- (4) したがって、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することで開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。また、同号アからエまでのいずれにも該当しない。
- (5) なお、審査請求人は、委任状を作成していないにも関わらず、自己の住民票の写しや戸籍謄本等に関する証明書等交付申請書が提出され、第三者に対して自己の住民票の写しや戸籍謄本等が交付されたことを審査請求の理由として主張する。しかし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3や戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2が定めるよ

うに、委任状が無くても、本人以外の第三者が住民票の写し等や戸籍謄本等の交付請求を行うことが法律上認められる場合もある上に、そもそも、委任状の有無は、条例上の非開示事由に該当するか否かとは関係が無い。したがって審査請求人の主張には理由がない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報につき、非開示とした部分は、条例第16条第2号に該当するから、これを非開示とした決定については、妥当であると判断した。

(全体会)

委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 赤本優